

# 博士学位論文審査要旨

2015年6月24日

論文題目：改正精神衛生法時代の地域精神保健医療ソーシャルワーク  
—保健所における開拓型支援モデルの形成過程と推進要因—

学位申請者：加納 光子

審査委員：

主査：社会学研究科 教授 木原 活信

副査：社会学研究科 教授 埋橋 孝文

副査：同志社大学 名誉教授 岡本 民夫

## 要旨：

本論文は、地域における精神保健医療ソーシャルワーク実践の理論にかんする論稿である。研究対象は、1965年の改正精神衛生法から1987年の精神保健法までの期間、つまり改正精神衛生法という精神保健福祉の歴史のなかでも大きな政策上の転換点となった時代に焦点をあてている。それを従来のように通史としての政策史や精神障害者当事者の人権史という視点ではなく、一つの自治体レベルに絞り、そこで働く援助者としての個人史レベルに焦点をあてて丹念に議論をしているというのが特徴である。

具体的には、研究対象期間である当時の大阪府保健所の精神保健福祉相談員（当時は「精神衛生相談員」、以下「精神保健医療ソーシャルワーカー：PSW」）の実践を、現存する原資料と、それにかかわったその時代のPSWたちの諸種の「語り」を通して、この時代の地域精神保健福祉の状況と変革について描き出している。そして、保健所で実践してきた精神保健医療ソーシャルワーク論の形成過程と形成に影響を与えた要因が何であったかを明らかにしようとしている。これを通して、その基底に流れるPSWの業務観・福祉観・価値観を詳細に分析している。このことは、これまで国家政策として、あるいは概括的に通史レベルで語られてきた日本における精神保健医療ソーシャルワークの歴史の一端を、地域レベルや個人レベルというローカルな視点から明らかにしている。そしてそれは同時に、日本の精神保健医療ソーシャルワークにおける「開拓型支援モデル」といえるような先駆的なモデルが形成されていたことを示している。

これらの議論を踏まえて、ケアマネジメントの強調や障害者総合支援法下の「三障害」の統合政策によって、援助者としてのアイデンティティ喪失と様々な難題を抱える今日の自治体の精神保健医療ソーシャルワークに対して、専門職が主体的に利用者や地域社会のニーズを調整、開発、改良していくという創造的な支援のあり方を提言・示唆することについても論究している。

研究方法としては、文献研究とライフ・ヒストリー法を用いている。具体的には、改正精神衛生法の時代の保健所PSWに対して当時の実践を振り返る回想的なインタビューを行っている。1965年から1975年に勤務を開始した人10名を調査対象とし、半構造化面接で、当時のPSWの①業務、②職場環境を含む業務環境、③自分自身についてどう思うか、の3点を中心に、聞き取り、それを質的調査方法により考察、分析を行っている。

以上の分析を通じて、これまで明らかにされてこなかった当時の大阪府での保健所精神衛生相談員の実践記録を原資料から丹念に洗い出し、かれらがどのようにして、手探り状態であった地域精神保健福祉実践を創造的に展開していくか、そしてそれを推進していく要因をプロセスとして克明に分析している点は、独創性にとみ、高く評価できるものである。

よって、本論文は、博士（社会福祉学）（同志社大学）の学位論文として十分な価値を有するものと認められる。

## 総合試験結果の要旨

2015年6月24日

論文題目：改正精神衛生法時代の地域精神保健医療ソーシャルワーカー  
—保健所における開拓型支援モデルの形成過程と推進要因—

学位申請者：加納 光子

審査委員：

主査：社会学研究科 教授 木原 活信

副査：社会学研究科 教授 埋橋 孝文

副査：同志社大学 名誉教授 岡本 民夫

要旨：

2015年6月24日(水曜日)午後1時より午後2時30分まで公開学術講演会を臨光館教室208教室において開催した。また同日午後2時40分より午後4時20分まで、口頭試問および語学試験(英語)を渓水館社会福祉学科資料室において実施した。

公開学術講演会では、審査委員3名を含む一般聴衆のまえで、提出された博士論文について論理的に説明することができた。またフロア一からの質疑応答の時間においても明快に適切かつ丁寧に各質問に応答することができた。口頭試問では、専門分野(社会福祉学)において、博士学位取得者に相応しい能力と知識を有していることが確認された。語学試験においては、博士学位取得者に相応しい能力を有していることが確認された。

以上のことから、本学位申請者の専門分野に関する学力ならびに語学力は十分なものであると認める。よって、総合試験の結果は合格であると認める。

# 博士学位論文要旨

論文題目：改正精神衛生法時代の地域精神保健医療ソーシャルワーカー  
—保健所における開拓型支援モデルの形成過程と推進要因—

氏名：加納光子

## 要旨：

本研究は主として、1965(昭和40)年に制定された「改正精神衛生法」から1987(昭和62)年に制定された「精神保健法」までの期間、つまり改正精神衛生法の時代に焦点を当て、その間の大阪府保健所の精神保健福祉相談員(当時は精神衛生相談員。大阪府の場合は福祉職採用であったので、以後、保健所PSW(保健所の精神保健医療領域のソーシャルワーカー)と表記する)の実践を、①現存する資料と彼らの語りを通して、何が、どのようになされたかを知り、その形成過程と形成に影響を与えた要因をライフ・ヒストリー法によって探し出すとともに、②その基底を流れる保健所PSWの業務観・PSW観を明らかにし、③その実践を「開拓型支援モデル」と名付け、その特徴と今日的意義を検討したものである。

まず、PSWが対象とする精神病・精神障害の人たちの状況について述べると、彼らは、人権をはぐ奪された悲惨な状況を生きてきた人たちであった。本研究では主としてヨーロッパ・アメリカと日本における歴史を概観したが、特に貧しい層ほど悲惨であった。日本の場合は拘禁施設に犯罪者と混合収容した形跡は殆どなかったが、欧米に比べての人権意識の希薄さが、私宅監置を合法化した精神病者監護法を生み、精神病院法を生み、私宅監置禁止後も依然として治安的色彩のある精神衛生法、改正精神衛生法を生んで、多数の民間精神病院と社会的入院の存続を許して来ていた。そして、こうした土壤の上に日本の精神科医療は成り立ち、本研究のテーマである地域精神保健医療ソーシャルワーカーが成り立っていた。

精神障害者支援に関する先行研究には以下のようなものがある。坪上宏は病と共に生きる共生の発想にもとづく東洋の哲学・医学に触れて、「共生」を精神科治療に重要な概念とした。坪上をスーパーバイザーとして、1970年に中間宿舎「やどかりの里」の活動を開始した谷中輝夫は、その後、そして今でも多くの人に支持される「ごく当たり前の生活の支援」を唱えた。谷中の他に、田中英樹の「統合的生活モデル」、寺谷隆子の「参加・協働型地域生活支援システム」、向谷地生良の「当事者研究」、岡村正幸の「居宅型支援システム」、藤井達也の「生活支援モデル」があるが、こうした先行研究の全てには、「ごく当たり前の生活」、「共生」、「生活のしづらさ」と言う通底する理念・思想があった。これは本研究のテーマの基底にも流れている。ソーシャルワーカーに関する先行研究については横山登志子のソーシャルワーク感覚の生成について、保正友子のMSWの成長の過程についての研究などがあるが、いずれも、その過程に歴史的視点を加えて辿ることはしていない。本研究と相違する部分である。

改正精神衛生法の時代は既述のように、人権意識の希薄で、かつ富国強兵に国の政策の重点を置いた日本において、脱施設化が叫ばれた新しい法の時代でもあった。一方で民間病院の建設が進んでいたが、保健所に必置ではなかったが地域精神保健医療福祉の先兵としての保健所精神衛生相談員(当時の名称。保健師なども任命された)が配置された。この中最も多い20名の福祉職(しかも全員が専任)を採用したのが大阪府であった。大阪府保健所のPSWは配置された当初は、保健所保健師たちの協力が得られず孤立しがちであった。したがって彼らは同職種の集まりである相談員会を足場にして、改正精神衛生法の持っていた2重の目的、治安(保安)と治療(保護)ではなく、谷中らの言う共生を基盤にする生活モデルによる地域精神保健医療に関心を向け

て、クラーク勧告後の国の政策にも助けられ、「ごく当たり前の生活」の保障を目指して「生活のしづらさ」を意識した精神障害者への支援活動を展開して行った。

改正精神衛生法時代の保健所 PSW のインタビュー調査に関しては、ライフ・ヒストリー法を用いた。保健所 PSW として 1965 年代から 1975 年代に勤務を開始した人のうち 10 名に、半構造化面接の形で、①行ってきた業務について、②職場環境を含む業務環境について、③PSW についてどう思うかの 3 点を中心にインタビューを行った。インタビュー調査の内容をコード化し、話順に沿ってまとめた後、各自、新人期、中堅期、ベテラン期に分けて行っていた業務とその特色を分析・検討し、開拓期(相談員配置から約 10 年間)の保健所 PSW のうち 4 名のストーリーを事例として挙げた。業務の展開過程では、真摯に業務に向き合い孤独に耐え、ひたすら対象者(精神障害者)に寄り添い、当たり前の生活を保障するべく社会資源の開拓を行ってきたことが明らかになった。業務の方法を個別からグループへ、働きかけの範囲を精神障害者と家族から関係機関や地域の人へと伸ばし、家族教室から家族会へ、家族会から共同作業所の設立へと進み、中には障害児の歯科治療センターの開設へと至ったソーシャルアクションの展開もあったことが明らかになった(第 5 章)。

次に、こうした業務の展開の推進要因を知るため、相談員会等の資料やインタビュー調査の結果(コード化したもの)を概観して、帰納的に①業務の内容、②業務の仕方、③時代の流れと業務状況、④業務観・PSW 観とそれを育んだ業務環境、⑤影響を受けた人やこと・強く印象に残っていること等、と言う 5 つの分析のためのリサーチクエッショングを抽出し、そこから演繹的に推進要因を導き出した。①業務の内容、については当事者、家族や関係者、他機関専門職、保健所内に対する業務に分類された。後、多数のサブカテゴリーがある。④の後半の業務環境については、「悲惨・孤独・孤立・無力」、「社会資源の無さ」、「自由・放任・好き勝手」、「苦労したが良い時代」、「保健所の良さ」、「大阪府の良さ」が語られていた。⑤影響を受けた人やこと・強く印象に残っていること等、には誰からもその名前を聞いた職員が 3 名いた。卓越した数名の人達の影響力の強さが浮き彫りにされていた。推進要因には①自由(←置かれた立場)、②主体性(←府庁主管課管理職の方針)、③連帶(←相談員会)、④意欲(←自己研修・研鑽)、⑤育成(する人)(←府庁主管課、嘱託医、優れたリーダーたち、その他)⑥環境(←保健所、大阪府)⑦時代、があった。なかでも⑤育成の「人」の問題は大きいと思われる。それぞれの要因は相互に影響を与え合ながら、PSW 実践を支えていた(第 6 章)。

第 5 章、第 6 章から導き出された大阪府保健所 PSW たちの業務観・PSW 観は、①不足している社会資源は作り出す、②専門職優先、③迅速に対応、④職場研修・教育は必要、⑤PSW としては精神科領域の病気を知ることは必要、⑥公的機関の SW の役割(全体を見渡す調整のかなめ等)、とまとめられた。精神障害をもつ人に「ごく当たり前の生活」を保障しようとするソーシャルワーカーとしての立ち位置に搖るぎはなかった。

大阪府保健所 PSW たちの業務観・PSW 観から導き出されるソーシャルワークは、社会福祉を第一義的目的としない所で始められたことが強く原因して開拓的要素が非常に強いものであった。このソーシャルワークを「開拓型支援モデル」と名付けて、①コミュニティソーシャルワークを基本とし、②職場内開拓(職場内でのソーシャルワークの出来る環境(ソーシャルワーク環境)の醸成)と地域の社会資源やサービスの開拓(機関・施設の開設までも含む)をするという二つのベクトルを持ち、③枠にはまらない(自由)、④引き受ける覚悟、⑤同職種間の連帶、⑥汎用性がある、ことにその特色を置いた。他府県の保健所や他職種との比較を行い、神奈川県においても類似の傾向があることが判明した(第 7 章)。ただ、神奈川県の場合は保健師も精神衛生業務を行っていた。開拓型支援モデルにおいて、その開拓性は職場環境に対しては周囲の無関心・非協力が強いほど必要とされる。故に 1965 年当初は、②の職場内開拓は大阪府の方がより必要とされたと思われる。そして大阪府の場合、そのことが、引き受ける覚悟(これが現実だということ、やるしかないということを覚悟する、保正友子の「腹括り」の概念と共通する)と、同職種集団

の連帯をより強めていた。

そして、この「開拓型支援モデル」は、現在の障害者領域におけるケアマネジメント主流の細切れ的なサービス提供の在り方に対して、対象者のニーズに沿える本来的なソーシャルワークを復活させるのに有効なモデルではないかと思われた。すなわち、地域の民間の地域精神保健医療福祉実践においてソーシャルワーク環境が衰退していると言う状況、そして、都道府県の保健所が減少し、指定都市・中核市が増加し、その市の保健所(保健所 PSW のいない所もある)が増加していく状況は、衰退と、新生の違いはあるが、ソーシャルワーク環境が希薄であると言う点において改正精神衛生法時代の保健所 PSW が直面した状況と類似しているからである。故に、「開拓型支援モデル」に学ぶことは、時代の違い、状況の違いを勘案しても有効であろうと思われる(第8章)。

以上、本研究において、改正精神衛生法時代の保健所 PSW の実践の形成過程と推進要因、その基底にある業務観・PSW 観、そこから導き出された「開拓型支援モデル」の特徴とその今日的意義を明らかにした。